

2020年1月31日

北海道大学  
総長職務代理 笠原 正典 様

北海道大学教職員組合  
執行委員長 山形 定

### 団体交渉の申し込み

北海道大学教職員組合は、組合員の労働条件の維持改善と、大学の民主化の促進とを目的として活動しており、この目的の実現のために折々に北海道大学との間で団体交渉を有してきた。

人事院勧告が2019年8月に発表されたこと等を受けて、先般2019年12月23日及び2020年1月17日に大学側（人事課）から説明が行なわれたことから、及び、北海道大学で働く者の労働環境に関する様々な問題への対処のために、団体交渉のための機は熟したと考えられる。よってここに団体交渉を申し込む。なおこの際、これまでの団体交渉の経過と、北海道大学教職員組合の上記目的と、当組合から見た北海道大学の現状に関する認識とに鑑みて、継続交渉事項（下記①）や大学側から説明のあった事項（下記②）だけでなく、その他の諸事項（下記③以下）についても交渉を申し込む。

### 記

①非正規雇用者の無期転換について、以下のとおり要求する。

- ・5年の雇用期限を直ちに撤廃すること。
- ・大学側が各部局等の事務部（全31事務部）に対して行なったヒアリングに関して、去る2019年12月17日の団体交渉で労務担当理事から、同ヒアリングは様々な観点での検討のための「一要素」であり、今後どうということが考えられるかさらに検討していく、という趣旨の発言があった。そこで、大学側が当該団体交渉以降どのような検討を行なったのかについて、具体的に説明すること。また、その検討の結果、「5年を超える労働契約更新」に道を開く制度設計を行なうか否かについていつまでに結論を得るかを、既に結論を得ている場合にはその結論に至った理由を、明確にすること。

②2019年8月7日に発表された人事院勧告を受けて大学側から同年12月23日に当組合に対して説明のあった諸点について、以下のとおり要求する。

- ・給与及び賞与について、2019年人事院勧告以上の改善を行なうこと。
- ・事務職員・技術職員の昇格を改善すること。特に技術職員について、以下の2点を緊急に求める。

1. 技術支援本部統括技術長を 7 級職と格づけるなど、技術職員の級別標準職務を見直すこと。
  2. 国家公務員給与平均と乖離が大きくなる中堅層の給与改善のため、4 級昇格を 47 歳在級 11 年にすること。
- ・住居手当については、手当が減ることは明確な不利益変更であり断じて容認できないので、不利益が生じないように北海道大学独自で措置を講じること。
  - ・職員宿舍料・駐車料の値上げについては、対象地域・人数に関する情報をそれぞれ詳細に開示すること。そして特に、宿舍以外に住居の選択肢が乏しい地方については値上げ幅を抑制するなど特段の配慮を行なうこと。

### ③非正規雇用者の待遇改善について

パートタイム・有期雇用労働法が 2020 年 4 月に施行されるのに伴い、同一労働同一賃金ガイドラインが示され、北海道大学においても不合理な待遇差の是正が求められている。よって以下のとおり要求する。

- ・すべてのパートタイム、有期雇用教職員へ、期末・勤勉手当、退職手当、地域手当、寒冷地手当、住居手当、扶養手当を支給すること。これら手当を支給しない場合には、支給しない合理的理由を各手当について提示すること。
- ・休暇等については、正規職員と同じ取り扱いとすること。
- ・研修については、正規職員と同等の研修の可能性を、希望する有期雇用教職員に対しても開くこと。

### ④長時間労働の是正について、以下のとおり要求する。

- ・時間外労働の抜本的縮減のためには仕事量の見直しや削減が不可欠だが、これまで大学がどういう具体的な取り組みや施策を進めたのか、少なくとも直近 3 か年度に即して具体的な説明を求める。
- ・すべての事務系職員・技術系職員の時間外労働の状況について、部局毎に事務系職員・技術系職員の総数（各月毎に算出すること）、月次の平均時間外労働時間、月次の時間外労働時間数毎の分布、月次の時間外労働時間数を調査して 65 時間を超えた人数と時間数、年度中に休日勤務も含め時間外労働時間が 360 時間を超えた人数と時間数。直近 3 か年度に関するこれら調査結果を、速やかに当組合に資料として提供し、その上で時間外労働の縮減策を講じること。

注) 当組合が以前から要求している同種資料の提供に対して、大学側からは、特に最大時間数の提示は個人の特定につながり、個人情報保護との兼ね合いで問題があるといった抗弁が行なわれているやに仄聞するが、当組合が求めている最大時間数の提示は単に時間数の提示であり、個人情報保護とは全く関係がなく、むしろ、ここで求めているのは、時間外労働の問題を考える際に決定的に重要な意味を持つ情報である。資料提供に関する大学側の誠実な対応を強く求める。

#### ⑤年俸制について

北海道大学の年俸制の制度設計について、以下のとおり要求する。

- ・年俸制は、従来の月給制に比して業績評価の比重が大きく、運用の如何では、教員のやる気を引き出すよりもむしろ意気阻喪を惹起する効果をもたらす可能性も否定できない。また、評価基準に疑問を持っている教員もいる。現在運用している年俸制への意見を学内から直ちに広く聴取すること。
- ・北海道大学で現在運用されている年俸制については、制度の運用が始まったあとで業績評価の基準が定められるなど、制度導入に当たって甚だしい混乱が見られた。業績評価基準を明確にし、学内での説明会や個別説明を行なうなどして大学関係者に広く周知させること。
- ・公正な業績評価を行なうことは、専門性の問題などとの関連で非常に困難な場合も少なくない。当事者が自らの業績の評価に対して不服の念をいだく場合には、評価の根拠説明、異議申し立てや調停等の手続きが充分保証される制度設計を行なうこと。

#### ⑥TA、RA の扱いの問題について

過去に TA、RA 等として勤務していた学生が、非常勤講師や研究員として雇用される際、TA、RA として働いていた期間が雇用期間として算入され、合計 5 年で雇止めされている。また、TA 等で雇用されていた期間が 5 年を超えている者が他の部署の公募に対して「無期転換権を有しているため」採用できないとされた事例がある。よって以下のとおり質問・要求する。

- ・TA、RA 等の期間を含めた雇用期間が 5 年を迎えたことをもって雇止めにする理由は何か、また無期転換権を有する者の採用を見送る理由は何か、明らかにすること。
- ・TA、RA 等として雇用されていた期間を含め、通算 5 年で雇止めにしていない扱いを変更し、TA、RA 等の期間は雇用期間に算入しないようにすること。
- ・TA、RA 等として雇用されていた期間が 5 年を超えている者について、採用試験を受けさせないといった扱いを撤回すること。

#### ⑦軍事研究等に関する北海道大学の立場について

2016 年度の防衛装備庁・安全保障技術研究推進制度に北海道大学から「マイクロバブルの乱流境界層中への混入による摩擦抵抗の低減」という研究テーマが申請され、採択された。その後、新聞（2018 年 6 月 8 日北海道新聞夕刊 1 面等）報道によると、2018 年度に北海道大学は 3 年目の研究を辞退した。辞退の理由として 2017 年 3 月に出された学術会議の声明を「北大としても尊重するため」としている。そこで、以下のとおり質問・要求する。

- ・2016 年 6 月 1 日に北海道大学では「国立大学北海道大学におけるデュアルユース研究に関する相談体制要項」を研究戦略室長裁定で施行したが、その前に申請が

決まった当該申請について、大学として申請が可能という判断をどのような手続きで行なったのか明らかにすること。

- ・ 辞退に至る決定はどのような手続きを経たのか明らかにすること。
- ・ 学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」は、大学に「軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」としている。「国立大学北海道大学におけるデュアルユース研究に関する相談体制」が、これに該当していると判断しているのか説明すること。
- ・ 北海道大学として今後、軍事研究（「安全保障技術」研究を含む）を行なわないことを、憲章のような形を含め表明すること。

⑧職場環境の改善について、以下のとおり要求する。

- ・ 日々の休憩時間を確保するため、および有給休暇の完全消化を可能とするために、職場に十分な人員配置を行なう、業務を簡素化するなどの対策を直ちに講ずること。
- ・ 「北海道大学ではハラスメントを黙認しません」という宣言が実効性を持つように、職場でハラスメントが起こらないように対策を直ちに講ずること。
- ・ ハラスメントが繰り返されないように、外部専門家を加えてハラスメント相談体制を直ちに抜本的に見直すこと。
- ・ 大学敷地内で冬季に多発する転倒事故によって教職員・学生がケガをすることのないように道路の傾斜軽減、透水性舗装の実施など具体的な有効策を可及的速やかに講ずること。

⑨団体交渉等への参加に関する取り扱いについて、以下のとおり要求する。

- ・ 団体交渉への参加は法律で当然に認められた労働者の権利であり、団体交渉に参加している期間についてはいわゆる職務専念義務の免除が当然認められるべきである。そこで、就業規則ないし他の相応な規程を改定し、職務専念義務の免除を明確に当該規程の中に盛り込むこと。

以上